

③扶養親族等について

控除を受ける場合は、必ず該当項目欄に記入してください。

※控除要件は、令和5年12月31日の現況で判断します。(前年中に死亡した場合は、その時点)

◆配偶者控除

- 「同一生計配偶者」 申告者本人と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。
- 「控除対象配偶者」 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である申告者本人の配偶者をいいます。

区分	申告者本人の合計所得金額	同一生計配偶者			
		控除対象配偶者			
		900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	1,000万円超え
一般の控除対象配偶者	70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者	70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円

◆配偶者特別控除

生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない配偶者を有する所得割の申告者本人について、下記の金額を控除します。

配偶者の合計所得金額	申告者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	1,000万円超え
	配偶者特別控除の額			
480,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	対象外
1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
1,330,001円 ~	0円	0円	0円	

▽配偶者特別控除を受ける場合、申告書表面「③扶養親族について」の「配偶者」欄に記入してください。

▽配偶者欄の「給与収入」「年金収入」については、前年中の収入金額を記入してください。(源泉徴収票等を添付する必要はありません)

◆扶養控除

生計を一にしている、前年中の合計所得金額が48万円以下の16歳以上の親族が控除の対象になります。

※年齢が16歳未満の親族についても扶養親族となりますので、記入してください。(控除額はありますが、障害者控除の適用や非課税判定等に影響します)

扶養親族の種類	年齢	控除額
年少扶養親族	16歳未満 (平成20年1月2日生以降)	0円
一般の扶養親族	16歳～18歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生)	33万円
	23歳～69歳 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生)	
特定扶養親族	19歳～22歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生)	45万円
老人扶養親族	70歳以上 (昭和29年1月1日以前)	38万円
同居老親等扶養親族	上記老人扶養親族のうち、申告者本人または配偶者の直系尊属で、申告者本人または配偶者のいずれかと同居している場合、同居加算があります。	7万円 (加算額)

▽他の方に扶養されている親族については、扶養親族とすることはできません。

▽配偶者・親族が、申告者本人または他の親族の事業専従者であるときは、この控除を受けることはできません。

▽別居している扶養親族については、扶養親族の住所を記入してください。

なお、国外に居住している方を扶養親族とする場合は、送金関係書類や、親族関係書類が必要となります。詳しくはP7をご確認ください。

④本人控除について

下記要件に該当するときは、申告書の該当する欄に必要事項を記入してください。

※控除要件は、令和5年12月31日の現況で判断します。

◆障害者控除

障害者控除の区分	対象者	控除額
障害者	障がい等に関する手帳所持者や、要介護者のうち、区長の認定を受けている方	26万円
特別障害者	▼身体障害者手帳1級・2級 ▼精神障害者保健福祉手帳1級 ▼愛の手帳(療育手帳)1度・2度 または上記と同程度の重度障害のある方	30万円

▽障害者控除を受ける場合には、その方の障害者手帳等の提示を求めます。

なお、郵送での申告には、手帳等のコピーを添付してください。

◆勤労学生控除

対象者	控除額
学生・生徒で勤労による所得(給与等)があり、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつそのうち不労所得(不動産・配当等)が10万円以下の方	26万円
専修・各種学校の生徒、職業訓練施設の生徒は、証明書の提示が必要です。郵送での申告には証明書を添付してください。	

◆所得金額調整控除

下記要件1もしくは2に該当する場合、所得金額調整控除の対象となります。

要件	適用要件	控除額
要件1	給与収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合 ①本人特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	給与収入金額((1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%(上限:15万円)
要件2	給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)および年金所得金額(10万円を超える場合は10万円)の合計額(A)が10万円以上	A－10万円(上限:10万円)

※所得金額調整控除は給与所得金額から控除します。要件1かつ要件2の両方に該当する場合、要件1の控除後の給与所得金額から要件2の所得金額調整控除額を控除します。

◆障害者控除

「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」「扶養親族」が障害者であるとき1人につき以下の金額を控除します。

(16歳未満の方含む)

障害者控除の区分	対象者	控除額
障害者	障がい等に関する手帳所持者や、要介護者のうち、区長の認定を受けている方	26万円
特別障害者	▼身体障害者手帳1級・2級 ▼精神障害者保健福祉手帳1級 ▼愛の手帳(療育手帳)1度・2度 または上記と同程度の重度障がいのある方	30万円
同居特別障害者	特別障害者に該当する方と同居している場合、同居加算があります。	23万円 (加算額)

▽障害者控除を受ける場合には、その方の障害者手帳等の提示を求めます。

なお、郵送での申告には、手帳等のコピーを添付してください。

◆ひとり親控除・寡婦控除

配偶者と死別・離別された方、婚姻されていない方、または配偶者の生死が不明の方。

※扶養の有無により控除額が異なります。

申告書「③扶養親族について」欄は忘れずに記入してください。(16歳未満の扶養親族も含まれます)

	寡婦※①	ひとり親※②
状況	死別※③	離婚
本人	女性	女性
扶養条件	扶養条件なし	扶養親族がいる
所得条件	合計所得金額が500万円以下	
控除額	26万円	30万円

※① 住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある事実婚等の方は対象外。

※② 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある事実婚等の方は対象外。

※③ 生死不明の方も含まれる。

※④ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子どもで、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方。